

実質収支に関する調書

一般会計

区 分		金 額	
1	歳 入 総 額	22,351,522 千円	
2	歳 出 総 額	21,237,800	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	1,113,722	
4	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
		(2) 繰越明許費繰越額	104,889
		(3) 事故繰越し繰越額	0
		計	104,889
5	実 質 収 支 額	1,008,833	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	505,000	

国民健康保険事業特別会計

区 分		金 額	
1	歳 入 総 額	6,966,254 千円	
2	歳 出 総 額	6,464,291	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	501,963	
4	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
		(2) 繰越明許費繰越額	0
		(3) 事故繰越し繰越額	0
		計	0
5	実 質 収 支 額	501,963	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0	

介護保険事業特別会計

区 分		金 額	
1	歳 入 総 額	3,801,642 千円	
2	歳 出 総 額	3,571,518	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	230,124	
4	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
		(2) 繰越明許費繰越額	0
		(3) 事故繰越し繰越額	0
		計	0
5	実 質 収 支 額	230,124	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	82,023	

後期高齢者医療事業特別会計

区 分		金 額	
1	歳 入 総 額	574,518 千円	
2	歳 出 総 額	573,638	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	880	
4	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
		(2) 繰越明許費繰越額	0
		(3) 事故繰越し繰越額	0
		計	0
5	実 質 収 支 額	880	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0	

公共下水道事業特別会計

区 分		金 額	
1	歳 入 総 額	1,568,412 千円	
2	歳 出 総 額	1,474,086	
3	歳 入 歳 出 差 引 額	94,326	
4	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	0
		(2) 繰越明許費繰越額	0
		(3) 事故繰越し繰越額	0
		計	0
5	実 質 収 支 額	94,326	
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0	